

住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合規約

平成25年6月5日制定
平成26年6月4日一部改正
令和7年7月11日一部改正

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、住民の幸福度に基づく行政運営を目指す基礎自治体及び住民の幸福度に基づく行政運営に関する調査・研究を行う団体等（以下「団体等」という。）が連携し、意見交換、情報交換等を行うことにより、参加基礎自治体の住民が真に幸福を実感できるような地域社会を目指すことを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合（通称：幸せリーグ）と称する。

（活動内容）

第3条 本会は、第1条の目的を達するため、次の活動を行う。

- （1）幸福度の研究、住民の幸福実感向上に向けた施策等について情報交換及び意見交換を行うとともに、国内外にその内容を発信し、基礎自治体及び団体等における幸福度の取組を広めること。
- （2）調査研究、意見交換、交流等を通じて、参加基礎自治体及び団体等の職員の育成を図ること。

第2章 会員

（入退会）

第4条 本会は、参加を希望する基礎自治体及び団体等で、次条に定める代表に入会する旨を届け出たもの（以下「会員」という。）により構成するものとする。

2 会員は、代表への申出により退会することができる。

3 代表は、会員が第13条に定める運営規程による入会の要件に適合しなくなったと認めるときは、入会を取り消すことができる。

第3章 組織

（代表）

第5条 本会は荒川区長が代表する。

2 代表は本会の全会員をもって構成する総会を開催すること及び必要な事項を事務局に代行させることができる。

(総会)

第6条 総会は、代表が必要と認めたときに開催し、代表を議長とする。

2 総会は、次の事項を決定する。

(1) 規約の変更

(2) 予算の決定及び決算の承認

3 総会は、原則として書面による開催とする。

(顧問)

第7条 本会の目的を達成するため、本会に顧問を置くことができる。

(ブロック)

第8条 本会は、活動に当たり、地域ごとにブロックを置くことができる。

(事務局)

第9条 本会の庶務を担当するものとして、事務局を置く。

2 事務局は、荒川区及び公益財団法人荒川区自治総合研究所とする。

3 事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 本会の目的達成に必要な事業実施に係る事務

(2) 契約事務

(3) 会計事務

(4) その他代表が必要と認める事務

4 事務局は前項第3号に定める事務を委託することができる。

5 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

(会計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第11条 本会の経費は、会員の繰越金及びその他の収入を持って充てる。

(会計監査)

第12条 本会の会計の監査は書面により行い、回答会員の過半数をもって承認とする。

第4章 雑則

(運営規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会員との協議により運営規程で定める。なお、第3条に定める事項及び第7条に定める事項等については、会員との協議により定めることができる。

附則

本規約は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

附則

本規約は、平成 26 年 6 月 4 日から施行する。

附則

本規約は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。